

平成28年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成28年3月15日

午前10時30分開議

議 事 日 程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第26号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第27号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第30号 宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについて
- 日程第2 第4四半期の事業執行状況について（変更）
- 健康長寿課所管
- 日程第3 所管事項報告
- 福祉課所管事項
- ・平成28年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について
 - ・国の制度改正による保育料の負担軽減について
- 健康長寿課所管事項
- ・健康増進計画について
- 日程第4 その他
- 日程第5 所管事項報告
- 教育委員会
- ・放課後児童健全育成施設の条例施行規則の一部改正について
 - ・町文化財の指定について
- 日程第6 その他

1. 出席委員

委員長 7番 垣内秋弘 委員

副委員長	3番	山内実貴子	委員
	5番	今西久美子	委員
	8番	奥村房雄	委員
	9番	原田周一	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼企画・財政課 財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
福祉課こども 未来室参事	立原信子君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援 センター所長	中田正代君
健康長寿課長	黒川剛君
保健センター所長	小川英人君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	岩井直子君
教育課課長補佐	池尻一広君
教育課 生涯学習推進参事	塚本吏君
共同調理場所長	廣島照美君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 久 野 村 觀 光 君
庶 務 係 長 岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時30分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、こんにちは。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、当初は午後からということ
を計画いたしておりましたが、急遽変更いたしまして本会議に引き続きまして、ご多忙
のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会は、開会日に上程され、付託されました条例関係議案3件及び事業執行状況
の変更並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査
を行うことといたします。

また、議事進行上、町当局の出席を分割して行うこととしておりますので、ご了承願
います。

なお、本委員会において、不適切な発言等がありましたら、委員長において精査を行
うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いしたいと存じます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

3月に入っておりますが、先週後半から寒さが厳しく続いているような状態でござ
います。予報では、あすから寒さも和らぐとのこと期待しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、先ほど本会議において補正予算案等のご可決をいた
だきまして、ありがとうございます。また、12日の土曜日には、維孝館中学校の卒業式
にご列席いただきまして、ありがとうございます。

引き続きになりますが、文教厚生常任委員会にご参集いただきまして、ありがとう
ございます。垣内委員長、山内副委員長のもと、文教厚生常任委員会を開催いただき
まして、条例の一部改正が2件、条例の廃止1件、計3議案につきましてご審議をお願
いするとともに、第4四半期の事業執行状況の変更及び各課の所管事項報告をさ
せていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案につきましてはご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げ
ます。簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願
いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

まず、議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第26号についてご説明申し上げます。

議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、地域密着型サービスへ小規模な通所介護事業所は、地域密着型通所介護として移行する改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、黒川課長のほうからご説明申し上げます。よろしくお願ひします。

○委員長（垣内秋弘） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） それでは、私のほうから議案につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元のほうの議案第26号資料のほうをあわせてごらんいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、定員18人以下の小規模な通所介護事業所いわゆるデイサービスを平成28年4月から地域密着型通所介護として地域密着型に移行されることから、国の基準に準じて町の条例において、基本方針、人員等の基準や運営推進会議の設置を規定するものでございます。

また、2番目でございますが、運営推進会議について義務づけをするということで、地域の連携と事業所運営の透明性を確保するという目的がございます。

運営推進会議の設置主体は事業所でございますして、構成員は利用者、利用者の家族、地域の住民の代表者、町職員または地域包括支援センター等の職員等から構成されるものでございまして、6カ月に1回程度、1回以上会議を開催するという形になってござ

います。

町独自の基準につきましては、記録の整備といたしまして、介護報酬の返還の消滅事項が5年であることから、2年の定めがございますが、5年に延長しております。

対象となる事業所でございますけれども、南にございます萩の里、こちら定員が13人と銘城台にございますデイサービス・マドンナ、こちら定員10人でございます。参考までに、サンビレッジは定員が30人ということで、本条例の適用外になります。

現在は、京都府から事業所指定を受けて事業を実施されておりますけれども、本事業の施行に伴いまして、事業所は特に手続を行うことなく、本条例の規定に基づいて規定を受けたみなし指定という扱いになってまいります。指定者が京都府から町に移行することに伴いまして、今後事業者への指導・監査を町で実施するという形に変更になってまいります。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） これまで府の指定だったものが町の指定に変わると、ちょっとみなし指定というのがもう一つよく意味がわからなかったんですけども、あと指導も監査も町がやるということになるということでした。この運営推進会議、これ事業所が設置をして構成員の中には町職員も入るということになっております。

この間、一般質問等でもございましたけれども、介護施設、特には施設でしたけれども、高齢者へのさまざまな問題なども社会問題化していますけれども、その辺の把握も十分町として、していただけると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） まず、みなし指定の関係でございますけれども、事業所のほうは、現在京都府の許可を得ていると、それで町の許可になるんですけども、町のほうに改めまして申請の手続をすることなく、この条例に基づいて申請をしたものとみなすということでのみなし指定という表現になってございます。

今後、事業所に対する指導につきましては、町のほうに移行されるということで、先月2月に、実は町内の事業所さんに府のほうで指導されることがございましたので、その際に町のほうの職員も同席いたしまして、事業監査の指導の方法等を引き継ぎではないですけども、一緒に体験させていただいたと。

今後、住民さんからの苦情なり、そういったお声をいただきましたら、これまでは京

都府に通じてという形、うちのほうからも事業所にはお話しすることはございますけれども、指導という立場でのお話ではなかったのですけれども、今後は町のほうの事業所指定という形になりますので、町のその権限を持つという形になってまいりますので、事業所さんと連携、また利用者保護といった観点から取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第27号について説明します。

議案第27号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、議案第26号と同様に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律

の整備等に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、黒川課長のほうから説明申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） それでは、議案第27号についてご説明を申し上げます。

先ほどと同じく、議案第27号資料のほうをごらんいただきたいと思います。

今回の主な改正でございますけれども、認知症対応型通所介護につきまして、先ほどと同様、運営推進会議の設置が義務づけられ、同じく設置主体、構成員等は先ほどと同様になってございます。

また、改正による項のずれが生じておりますので、それについて対応させていただいてございます。

なお、今回改正いたしました内容を適用する認知症対応型通所介護事業所は、現時点では本町にはございませんで、山城北保健所管内で15事業所あります。こちらのほうの認知症対応型につきましては、認知症の方に特化したデイサービスを実施するというサービスの内容でございます。宇治市で8事業所、城陽市で3事業所、京田辺市で2事業所、八幡市で1事業所、久御山町で1事業所、合計15事業所が山城北管内では存在しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今のご説明で認知症対応型の事業所は町内にはないというご説明でしたけれども、高齢化が進む中、認知症の方も増加傾向にあるというふうには思うわけですが、宇治田原町としてそのニーズはどうなのか、その辺は担当課としてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 現在、認知症という方が何人いるかというところは、正確な把握はできておりませんが、年々増加している傾向にはございます。

ただ、認知症対応型といいますのは、かなり認知症への手厚い対応をするデイサービスになってございますので、例えば要介護3の方で7時間以上のご利用をされた場合、通常のデイサービスですと898単位、それに対しまして認知症ですと1,199単位ということで、1回当たり300単位が違うという形ですので、費用的にもかなり高額

になってくるということで、近隣の状況を見ておりますと、できるだけ通常のデイサービス希望されると、高くなる認知症のほうは余り行きたくないという利用者の状況があるというふうに聞いてございます。ですから、今現在町内におられる方につきましても、既存のデイサービスで対応していただいております、手に負えないよ、ここではちょっと不安なんだという声は、今のところ私どものほうには入ってきておりませんので、当面今の現状のままでよいのかなという認識でございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） すみません、ちょっと情報のことなんですけれども、この2ページ目のこれは3行目、4行目ぐらいにある第65条中からずっと始まって、この文書の中にこの介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者とあるのは、介護予防小規模多機能型居介護について知見を有する者というところがあるけれども、この知見を有する者というのはどういった、ちょっと具体的に説明をお願いします。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 介護にかかわらず、知見を有するという表現で申し上げますと、その分野に精通している、その分野において知識を有している方という認識でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、その認知症介護について知見を有する者とあるのは、今度は小規模多機能ということなんですけれども、要は小規模多機能のほうの知見を有している人は認知症のことも知見を有しているという意味で捉えていいわけですか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） そういう形になるろうかと思えますけれども、介護保険の分野、各分野、分野での例えば、その事業所を運営されている方につきましては、さらにその詳細についての状況を把握されていらっしゃいますので、そういった方の知見を利用させていただくと、ご協力いただくという認識でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第27号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第27号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第30号について説明申し上げます。

議案第30号、宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するにつきましては、宇治田原町内における公設民営診療所の廃止に伴い、宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、黒川課長のほうからご説明申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 議案第30号につきまして、ご説明を申し上げます。

宇治田原町診療所につきましては、平成26年10月に閉院され、翌11月に賃貸借契約を終了し、今日を迎えているところでございます。

公共施設等総合管理計画における方向性も踏まえる中、今回廃止させていただきたく、提案させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） この条例については、廃止をするということですが、それはもうそれとして、先日の一般質問で跡地利用についても少し答弁で言及をされました。例えば、子育て支援センターというお話もあったところですが、それにつきまして私のほうからも強く要望をしておきたいと思います。

ただ、今、公共施設の管理計画が個別の計画についてはこれからというふうにお聞きもしておりますけれども、ちょっとその辺のタイムスケジュール、今後の予定についてわかる範囲でお答え願いたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 公共施設の総合管理計画につきましては、本年度中の策定を今進めております。今議会の最終の全員協議会にご報告を申し上げたいという形で作成を進めておりますので、その時点で年度内の策定ということでご報告申し上げる予定としております。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 個別のそれぞれの公共施設については、来年度以降ということではよろしいのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 個別の計画につきましては、また、計画の説明時点でお話し申し上げるんですが、幾つかの分類がございます、その分類に従って一定の期限内に個別計画、個別の方針を立てていくという形になっております。

さきの答弁にもいたしておりましたように、4区分ございまして、それぞれの施設の状態とそれから個別の施設の計画を立てる時期というのをそれぞれ、これも大体直近のもので5年以内とか、こういう決め方をしております。順次、今調整を今後必要なのは、一つ一つの施設の評価とは別に他施設との連携という部分がございますので、こういったものを勘案しながら、28年度以降それぞれ進めてまいりたいというふうに今考えております。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。ほかにもございせんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今に関連するんですけれども、跡地のことについては、今答弁あったところなんですけれども、現状できるまで今空き家になっているんですけれども、

あの中はもう全く何もない状態なのかどうか、現状はどのようになっているのか、そのあたり。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 施設開設当初に、町のほうからレントゲンの装置ですとか、胃カメラのためのファイバースコープ等の医療器具を、当初、町のほうから購入して設置しております。その施設につきましては残っております、ほかの事業所さんが整備されたものにつきましては、基本的には全て撤去されているという状況でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、レントゲンとかカメラということなんですけれども、それは当然町が設備したものであれば、町の資産ということになるかと思うんですけれども、それらの何か後利用という部分についてはどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 現在、こちらのほうの診療所としての施設の廃止をお願いさせていただいております。その後、ほかの用途に転換するか、その辺につきましては施設管理計画の中で整理させていただくと、その中で方向性が定まりましたら、要るのか要らないのかが明確になってまいりますので、その段階で対応していきたいと考えてございます。

○委員（原田周一） はい、結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第30号、宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第30号、宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

○委員長（垣内秋弘） この場で暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前10時59分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

日程第2、第4四半期の事業執行状況について（変更）を議題といたします。

健康長寿課所管事項について、当局の説明を求めます。黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） それでは、第4四半期の事業執行状況（変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元のほうに配付させていただいておりますけれども、状況として大きく変更になりますのは、第5点目、地域密着型介護老人福祉施設整備推進事業でございます。

当初、前回は3月の下旬に事業者を決定するという予定をしておりましたが、諸般の事情によりまして、事業所決定時期につきまして未定となったところでございます。

他の項目におきまして赤字で書いておりますのは、時点修正等に伴うものでございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 1番の介護職員初任者養成事業、これこの間もずっと指摘もさせていただきましたが、ここにきてゼロ件、非常に厳しい数字だというふうに思います。質問をするたびに、こうこうこういう方策でというご答弁もあったところですが、どうなんでしょうか。担当課としてどのようにお考えか、今後どうしていかれるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） ご指摘のとおり、大変厳しい状況にございまして、3月にはもう最終の最終ということで、社協さんのほうとともにチラシを作成し、全戸配付等

でさらなる啓発を図ったところでございます。

ただ、今のところご利用の意向を示していただけの方がないということでございますので、今後どのような手法がよいのか、新たな手法を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） これ平成29年度の要支援の方の町施策への移行に伴うものだというふうに認識をしていますが、非常に大事なヘルパーさんの人材養成だというふうに思うんです。ちょっと来年度以降も予算委員会のほうで、またお聞かせは願いたいと思いますけれども、3月中にというてももう非常に厳しい、時間的にももう無理かなというふうには思いますので、その点はちょっと担当課としても心して取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。何がだめなのか、その辺もしっかりと分析もしていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、この中の5番目なんですけれども報告ありました。これ事業者決定時期未定ということなんですけれども、いつごろ決定されるのか、いろんな諸事情が多分あったんやと思うんですが、28年度中に開設というんですか、その福祉計画との関連で、計画どおりこのような時期未定ということなんですけれども、開設が計画どおり進むのかどうか、そのあたりの見通しいうんですか、それはどうなってんのか、その辺ちょっと答弁願いたいと思うんですけれども。

○健康長寿課長（黒川 剛） 開設時期でございますけれども、今、原田委員のほうは28年度というお話でございますが、計画しておりますのは29年度でございますので、その辺は訂正お願いしたいと思います。

ただ、29年度当初の開設見込みをしておりましてけれども、今回未定となったことによりまして、今後鋭意努めてまいりたいと思いますけれども、29年度中の開設に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ということは、29年度中の開設には何とか間に合うやろうという見通しを立てられているということですね。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 29年度中の開設を目指して頑張っていきたいというふう

に考えてございます。

○委員（原田周一） 結構です。努力してください。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて質疑を終了いたします。

日程第3、所管事項報告を議題といたします。

まず、福祉課所管事項について。

まず、平成28年度保育所入所申し込み状況について、当局の説明を求めます。大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） それでは、平成28年度保育所入所申し込み状況につきまして、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

28年3月1日現在で、ゼロ歳児から5歳児までの入所の申し込みの人数を掲載させていただきます。ゼロ歳児は新規になりますが3名、1歳児ですと新規が7名で、継続が14名、合計で21名ということで、5歳児まで書かせていただいております。合わせまして、25名の28年度は新規の入所申し込み、継続して165名がおりますので、190名の入所の申し込みを受け付けしているところでございます。

参考といたしまして、下に27年度の数値も掲載をしております。特徴的には、ゼロ歳児が3名ということで、昨年の11名からかなり少なくなっているということでございます。190名でございますので、全員が入所できるという状況でございます。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか、原田委員。

○委員（原田周一） 今の説明で、人数が減っているんで一応全員収容というたらおかしいですね、できるということなんですが、特にこれ見てみますと、5歳児が11名、大幅に増えていると思うんですけども、スペースの問題とかそういったことの対応というのはできているんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 新しい5歳児につきましては、現在の4歳児がほぼそのまま移行してくるということで47名になっておりますが、クラスのスペース等につきまして十分確保できております。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 幼児さんについては2クラス、これ3歳児も2クラスということ
でいいのかどうかということと、あと2歳児が非常に多いですね。今年度の1歳児が
35名ですので、そのままプラス新規児童ということだと思っておりますが、2歳児とい
うのは保育所の建設当初の定員でいくと15人だったというふうに記憶しているんですが、
かなりの数がふえておりますけれども、そのお部屋の対応等どのようにされるのか、そ
の2点お聞きします。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） まず、クラス数ですが、各年齢でいいますと、ゼロ歳児
は1クラスを予定しています。1歳児のクラス数では1クラス、2歳児が40名にな
っておりますので3クラスを予定しております。あと3、4、5歳はそれぞれ2クラスと
いうことで、2歳につきましては、人数も多いことから3クラスの編成を予定してあり
ます。

使用します部屋につきましては、きょうまでから固定することなく柔軟に児童数、子
どもの数に応じた形で入れる場所を確保しながら、クラス分けをしているという状況で
ございます。十分に確保できる予定をしております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 十分に確保できると、いろんな工夫もしていただいているという
ふうに思っていますので、その点はよろしくお祈いします。

それと、途中入所についてちょっとお伺いしたいんですが、今年度見ていましてもそ
れほど多くはないような気もしますけれども、例えば2歳児、途中入所があってもこれ
は受け入れオーケーなんですか。

○委員長（垣内秋弘） 山下所長。

○宇治田原保育所長（山下愛子） 今年度は2歳児それほど、5名ほどふえたぐらいで、
それに対応して3クラスということで、2歳児途中入所があっても、皆さん入ってい
ただけるようにしております。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） それでは、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、国の制度改正による保育料の負担軽減について、当局の説明を求めます。大江
理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） それでは、国の制度改正によります保育料の負担軽減に

つきまして、これも資料のほうをごらんいただきたいと思います。

国のほうで幼児教育の重要性に鑑みまして、低所得世帯を含みます全ての子どもに質の高い幼児教育を保証するというを旨とするため、幼児教育無償化への取り組みを段階的に進めてきているところであります。

平成28年度の取り組みといたしまして、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図るとのこととされて、子ども・子育て支援法施行令等で利用者負担軽減いわゆる保育料に係ります規定が改正されるという予定であります。

これに伴いまして、本町の保育料におきまして、当該軽減内容も反映させていきたいというように考えているところです。

軽減内容の概要ですが、多子世帯の保育料の負担軽減、現在国の制度で多子軽減を判定いたします際の子どもの年齢につきましては、上限が定められているということになっております。これは保育所に、例えば3人目で軽減する場合は、同時に3人いる場合は3人目が無料ということになっているところです。

平成28年4月から所得の年収約360万円未満相当の世帯について、保護者と生計が同一の子や孫等であれば、その年齢にかかわらず対象となるということで、第2子が半額、第3子以降が無料となるということでございます。

下に年齢制限のイメージを掲げております。現行ということで、左半分幼稚園と右半分保育所という現行の表の中に示しております。

同一世帯の保護者が看護する子どもの年齢の上限ということで、幼稚園の場合は3歳から小学校3年生まで、保育所の場合は、先ほど申し上げましたとおり、ゼロ歳から小学校入学まで、保育園にいる間ということで、いずれも6年間を対象として第何子かということで数えることになっております。

これが右のほうをごらんいただきまして、年齢制限を撤廃するというので、平成28年4月以降は所得は年収が360万円未満ということで、これまでの所得ということ想定しておりますが、18歳の年度というのは18歳を超える方はどういう場合かということで、第1子幼稚園も保育所も下にいる場合ですけれども、これは国の資料に基づいて掲載しておりますのでご了解いただきたいと思いますが、両親を亡くし、祖父母に育てられている例えば大学4年生、それから同居する浪人生が18歳を超えておられる場合、こういった場合保護者と生計が同一であれば、年齢にかかわらず対象になります。

また、保護者が監護していた子どもが成長いたしまして、19歳以上になった場合も

含むということで、これが年齢制限の上限を撤廃した形であります。

それと、もう一例、18歳未満の場合、18歳の年度までと記したところですが、第1子で例えば、寮で暮らします高校2年生、両親を亡くされたためいとか、小学6年生の子ども、また小学3年生の上に第1子がいるという場合ですが、こういった場合でも保護者が監護し生計が同一の子どもであれば、年齢にかかわらず対象となるということになります。こういった子を第1子としまして5歳に第2子がいますと、年収360万未満ですと第2子の扱いになって、保育料が半額になるということで、これまでは全くそういう制度がございませんので、こういう場合は第1子の扱い、国のほうでは第1子の扱いになっていたということになります。それと、2歳のところに第3子がいる場合は、保育料が無料の第3子の扱いということになるということでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

本町におけます変更点ということで、2、産後認定としておりますが、これは保育所等でございます。2号は3歳以上、3号といたしますのは3歳未満のことを記すものであります。

第3子に対する軽減ということで、現在、新たに国の保育料の無料やそれから現在の国の軽減制度、そして府も軽減制度を設けております。町も独自に多子軽減をしているところであります。四角括弧の国と書いたところで、保護者と生計が同一の子どもや孫を含めて3人以上いる場合、先ほど申し上げましたとおり、年収360万円相当まで、これが保育所の保育料の階層でいいますと第4階層の中で分離をすることになりますが、までの世帯が対象となりまして、制度が拡充される。

京都府におきましては、18歳未満の子どもが3人以上いる場合は、京都府の独自の所得制限がございます。町民税所得割課税額が16万9,000円未満、これが第5階層までの世帯を対象として、現行でも第3子の扱いをしている京都府の制度であります。

町のほうでは、小学生以下の子どもが3人以上いる場合は、所得制限なしで第3子の扱いをして無料とさせていただいております。

以下、下のほうに図であらわしておりますが、こういった形になるということで、また参考にごらんいただきたいと思います。

②としまして、第2子に対する軽減ですが、国の保育料が半額、町は現在、第2子の場合は保育料3分2に軽減しているという制度を設けております。

四角括弧で、国のほうですが、生計が同一の子どもや孫等が2人以上いる場合、年収360万円未満相当までの第4階層で、途中までですが対象として制度が拡充されまし

て、第2子の保育料が半額になる。町のほうでは、第1子が小学生の場合は、所得制限なしで、現行3分の2としているところであります。このうち、町のほうの制度に該当する子で年収が低い場合は、国のほうの制度で半額になると、3分の2がさらに所得の低いところにつきましては半額になると、国のほうの制度で該当するといったような子も出てくることとなります。同じように図で表現しております。

それから、もう1点、(2)でひとり親世帯等の保育料の負担軽減ですが、こちらは母子・父子世帯でありますとか、在宅障がい者のいる世帯につきましては、保育料を軽減しております。現行の国の制度では、ひとり親世帯の保育料については、第2階層は無料になっております。第3階層はひとり親世帯等以外の額から1,000円減額した額とされていたところですが、これが28年4月からは年収360万円未満相当につきまして、これは第3階層の全てと第4階層の一部になりますが、第1子の保育料は現行制度の半額、第2子以降の保育料は無料というように変更がされます。

これも本町におけます変更点ですが、ひとり親世帯の保育料につきましては、第2階層は無料、第3階層以降は、本町では国の制度からさらに拡充をいたしまして、それ以外の世帯の1割減額をして、90%の保育料をいただいているというところです。

今回の国の拡充に合わせて、360万円未満相当の場合は、第3階層、第4階層の一部になりますが、第1子の保育料は現行保育料の半額、第2子以降は無料ということになるということでございます。これが28年度から国の予定されております変更点でございます。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） これ年収360万円相当までの世帯がそれぞれ対象となるようですが、宇治田原の場合、世帯の割合、360万以下の世帯がどれくらいあるかというのは、把握されておりますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原参事。

○福祉課こども未来室参事（立原信子） あくまで、現在保育所に通われている児童さんを対象にと見たときに、この制度に該当する世帯の方で、国第3子の無料に新たに対象になる方が子どもさんの数で10人、第2子の半額に対象になる方で8名という形で試算はさせていただいています。また、保育所の人員が変わりましたら異動はあるかと思いますが、現時点での状況はそうなっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） その全体の中で何割ぐらいかというのはいわかりませんか。

わからなかったらいいですよ。

○委員長（垣内秋弘） 立原参事。

○福祉課こども未来室参事（立原信子） 全てがその世帯に該当するわけじゃないんですが、階層だけでいいますと、4階層の途中ですので、その4階層の中はちょっとわからないんですが、3階層まででいって2号、3号も全て合わせて、ことしの現況で言いましたら198人のうち57人が該当しますので、約30%ほどがそこまでの階層には分布しているかと思えます。ただ、その中で1号認定に関しましては、生活保護世帯ですので、そこからは対象からは外れてくると思えますので、30%までの世帯のうちのことになると思えます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） それプラス第4階層の一部ということですね。これ第4階層の中で分かれるわけですね。その中のその所得で分かれるということですけども、同じ階層の中で、保育料が軽減されたり、されなかったりというのは、ちょっと納得いかないなというふうに思うんですが、第4階層まで含める、拡充をするというようなお考えについてはありませんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） まず、そこまで拡充するかどうかという以前の問題といたしまして、国のほうがこういう今、制度改正を検討しているということで、まずはそれに倣って町も実施をさせていただきたいというように考えているところです。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 国も子育て支援に力を入れると言っておりますけれども、それに沿ったものやということですが、やはり宇治田原町独自にいろいろ上乘せもしていただいている中で、その辺もぜひとも町独自でも考えていただきたいなど、これは要望しておきます。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） それでは、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、健康長寿課所管事項の健康増進計画について、当局の報告を求めます。小川所

長。

○保健センター所長（小川英人） 健康増進計画についてご説明させていただきます。

本計画は、計画全体のご説明を12月の委員会でさせていただきました。今回は、その後の経過と追加修正のあったところについて、ご説明させていただきます。

お手元の計画書をごらんいただけたらと思います。

まず、その後の経過でございます。昨年12月18日から本年の1月18日にかけて計画素案を公表し、住民の皆さんから広くご意見をいただき、計画内容に反映させることを目的にパブリックコメント、住民意見募集を実施しました。結果といたしましては、意見等の提出者はゼロ人、意見等の件数はゼロ件でした。

続いて、計画書の74から75、第6部食育推進の取り組みについてをごらんください。

上欄の右側、地域という欄がございます。2月4日、食生活改善推進員協議会をはじめ、各種団体等で構成する食育推進ネットワークという名称で会議を開催し、食育に関する意見をいただきました。その後、2月23日最終の第4回健康増進計画策定委員会を開催し、計画案の具申をいただき、本具申をもとに今回お配りさせていただきました健やかうじたわら21プラン～宇治田原町健康増進計画～＜中間評価・見直し＞を作成いたしました。

以上が経過でございます。

次に、64ページをごらんください。

左側に親がすることという欄がございます。その8行目に「たばこの害、アルコールの害について気を付け、禁煙・分煙を意識するとともに、特に母親の禁煙に心掛ける」とございました。策定委員会の中でも、母親だけでなく家族みんなでという意見がございましたので、「たばこの害、アルコールの害について気を付け、禁煙・分煙を意識するとともに、家族みんなが禁煙に心掛ける」に修正しております。

次に、先ほど経過でご説明させていただきました食育推進ネットワーク会議の中で、親子に対するアプローチが必要であり、親子で食について考え行動できる取り組みが必要ではないかという意見がございましたので、先ほど見ていただきました75ページの地域の欄の最後のところに親子で食について意識を高める取り組みとして「子育て世代に向けて料理教室を開催」を追加いたしております。

以上が、その後の経過と追加、修正でございます。これをもちまして、今回お配りさせていただきました健やかうじたわら21プラン～宇治田原町健康増進計画～＜中間評

価・見直し>を作成させていただいたものでございます。これから製本し、速やかに配布を考えております。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） これから製本して配布するということですが、どれぐらい製本して、どこに配布するんですか。それと、概要版のようなものはつくられるんでしょうか、最初つくったときは全戸に概要版配られたと思うんですけれども。

○委員長（垣内秋弘） 小川所長。

○保健センター所長（小川英人） こちらの計画書ですが、本計画は200部を印刷する計画をしております。なお、こちらの概要版も計画を予定しております。こちらは、今計画では3,300部印刷しまして、町内の全戸宛てに配付を考えております。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 前回は指摘をしましたが、この計画の認知度が非常に低いということが、アンケートの結果で明らかになりました。今回、パブコメもゼロ件だったということでしたけれども、その辺認知度を上げるために、もういろんな努力をしていかなあかんと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 先ほど小川所長のほうからご説明申し上げましたように、全戸配付をさせていただくんですけれども、ペーパーで文字だけならずらというのではなくて、イラストも盛りだくさん組んで、とってみたいというふうな観点からまず作成していきたいと思っております。

また、今回作成いたしましたので、これを受けまして新年度以降につきましては、この中から事業化できるもの、新たな取り組みできるものということで事業の転換に結びつけていきまして、何に基づいているんだというときにこの健康増進計画ですよという形での取り組みを積極的に展開していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 住民の健康づくりということで非常に大事な計画やと思っているんです。例えば、学校教育とかPTAさんとか、あとは保育所の保護者の皆さんを対象

にとか、いろんな場面でいろんなことが私は考えられると思うんです。それはもう健康長寿課、今度組織改正があって名前も変わりますけれども、1課だけではなくて、本当に幅広い全庁で考え得ることをこの計画を推進するに当たって、不断の計画としていただきたいなと思いますが、その点はどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 先ほどの食育推進ネットワーク会議と申しあげましたけれども、その中には町の中で申し上げますと、教育委員会、保育所がございます。保育所の栄養士さんも栄養士さんの中の集まりという形で、サンビレッジ宇治田原さんですか、保育所、町の管理栄養士、学校給食の栄養士さんとの意見交換もさせていただいております。食育ネットワークの中でも、保育所でのお母さんの対応という形のご意見いただいたりですとか、その中に農業士さんも参加していただいておりますし、農産物の直売所の方とかといった形で、本当に地域で食育の部分で取り組んでいただいている方々からいろんな意見をいただく中で、単に食育だけではないですけども、やっぱり食べることによりましての健康がつながるんだという認識を、皆さん本当に厚い思いを持っていただいておりますので、そういったネットワークを再度構築といいますか、それを本当に動かせるような形で子どもさん、若い方、お年寄りまで幅広く、食を通じての健康づくりを展開していけたらなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） それでは、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

日程第4、その他に移りたいと思います。

何かございましたら挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 保育所の駐車場のことで少しお聞きをしたいんですが、最近ちょっと田原小学校の横の保育所と田原小の間に道が結構渋滞することが、渋滞というか車がたまることが何回かありまして、ちょっと様子を見てみますと、駐車場に入れなくて道で待っている方が2台、3台連なってというような状況だったんです。その保育所の保育士さんの数、この間、職員数もふやしていただいた関係なのかなと思ったりもしたんですが、職員の車の台数が今までよりもふえているんじゃないかなと、その分保護者

のとめるスペースが減っているのかなど、ちょっとこれは私の想像なんですが、その辺、実態としてはどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 山下所長。

○宇治田原保育所長（山下愛子） 実際、夕方4時前後は駐車場のほう混雑する場合がありますまして、道路に並ばれる保護者の方も多いたまいます。そのときは、シルバーで駐車場に立っていただいている巡視員の方と連絡をとりまして、園庭のほうをあげまして職員の車を園庭のほうに入れたり工夫はさせていただいています。

ただ、お子さんの安全と保護者の送迎がスムーズに行くようには工夫、その都度させていただいているということで、はい。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 現場では、いろいろご苦労いただいているということですが、その園庭に車を入れることで、やはり子どもの園庭での遊びに支障が来すと思うんですね。あの駐車場については、学童も兼ねておりますので、やはりそういう状況になっているのであれば、職員駐車場を別の場所に確保するというのもちょっと必要になってくるんじゃないかなど、今すぐということではないと思いますが、その辺、理事にお聞きしますが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 保育所の駐車場でございますが、今、今西委員から述べていただいたとおりであります。限られたスペースで保育所と学童保育あわせて利用していると、それで一時的に迎えに来られる場合などは混雑する場合があるということで、その際の安全対策も図っているところであります。確かに、職員もこの間、ふえている状況もございますので、一度確認もしましてさらに工夫できないか検討したいというふうに考えます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 保護者の方がもうちょっと子どものことで先生とお話ししたいなと、お迎えのときに言っても館内放送が入るらしくて、速やかにお帰りくださいみたいな、そこでちょっと非常に残念がっておられたんです。そういうお話も聞きましたので、今ご検討いただけるとのことですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、ここで職員の入れかえのために、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時36分

再 開 午前11時39分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

ここで、教育長から発言を求められておりますので、許します。教育長。

○教育長（増田千秋） 土曜日の中学校卒業証書授与式にご臨席賜り、卒業生の晴れの門出に花を添えていただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、今週金曜日には、小学校の卒業証書授与式が予定されております。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、ご報告を一ついたします。

維孝館中学校の給食におきまして、9日の日にねじが挿入、小おかずですけれども、入りました。そのことにかかわって、その他の項目のところその詳細につきまして、ご報告をさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） それでは、日程第5、教育委員会所管にかかわる放課後児童健全育成施設の条例施行規則の一部改正について、当局の報告を求めます。岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 失礼いたします。

それでは、宇治田原町放課後児童健全育成施設の条例施行規則の一部改正につきまして、ご報告いたします。

お手元の資料、A4の横向きの用紙をごらんください。

本町におきましては、現在、町内小学校に在籍する1年生から6年生の児童を対象に、放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育を2カ所で行っております。

今回は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として掲げております開設時間の延長を実施いたしたく、教育委員会規則の一部改正を行ったものです。

現行の開設時間は、平日は下校時から18時30分、土曜、長期休養期間は午前8時から18時30分となっております。この土曜、長期の8時開設を30分早めまして、7時30分の開設とするものです。

拡充の理由といたしましては、現状の8時開設では保護者の方々の通勤所要時間、また通勤距離を考えますと、町外勤務者には時間的に大変厳しいものがございます。そのため、保護者の時間的、精神的負担を軽減し、子どもたちも安定した状態で受け入れができるよう対応するものでございます。

なお、施行時期でございますが、28年7月1日といたしまして、それから直近の土曜日、それに引き続き夏休みの長期期間の実施とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） この問題につきましては、保護者の方の長年の要望であったというふうに思います。もう間に合わないの、子どもを1人7時半ごろから置いて、後ろ髪を引かれるような思いで通勤していたというようなお声もあったところで、要望もしてまいったことで、今回拡充をしていただくということで大変歓迎をしたいと思っております。

ただ、職員さんの勤務時間も当然ふえることとなりますが、その辺の職員の体制、その辺はどのようになるでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 子どもさんを安全にお預かりするというのが第一でございますので、職員体制、人員体制、今現在、人数そろえて体制のほうを整えております。以上でございます。

○委員（今西久美子） 結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） それでは、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、町文化財の指定について、当局より報告を求めます。岩井課長。

○教育課長（岩井直子） それでは、引き続きまして、宇治田原町指定文化財の指定につきまして、ご報告をいたします。

お手元の資料でございますが、A4縦向きの2枚つづりの用紙をごらんください。

今回、町指定文化財に指定いたしましたのは、木造十一面観音菩薩立像1軀でございます。

所蔵者は奥山田川上149、正壽院様でございます。

文化財の種類といたしましては彫刻、品質・構造でございますが、針葉樹材ヒノキないしカヤを使用した一木割矧造、素地は金箔を数枚焼き合わせ文様を表現する技法でございます。截金といわれるものでございます。玉眼は、仏像の目に水晶を入れたもので、像高は58.7センチ、臂釧・腕釧といわれます肘上部や手首の装身具は漆箔でございます。

保存状態でございますが、天衣裏遊離部を亡失するほか、頭上面や化仏等に後補、後に修繕されたものを指しますが、の部分はあるものの、像本体につきましては比較的保存のよい状態でございます。

町文化財の指定につきましては、教育委員会より町の文化財保護委員会に指定に係る諮問を行いまして、答申に基づき教育委員会で審議をいただきます。

今回の指定に係る文化財保護委員並びに以前より調査されておりました奈良国立博物館の岩田上席研究員の所見といたしましては、室町時代後期の制作と目され、この時期の作品としては群を抜いたできばえで、中世彫刻史上、特筆すべき存在である。歴史、考古学の見地及び文化史的に見ても意義があると称されており、町の指定文化財として指定をしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今回こうして貴重なものが文化財に指定されたということなんですけれども、数多く町内には文化財があるわけですけども、そのあたりの例えば、その広報活動とか、そういった部分についてはどうなっているのか。現状と今後どうしようと思っているのか、この部分含めて、そのあたりはどうお考えかということをお聞きします。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 失礼いたします。

文化財保護委員会のほうでも町内には多数、先ほどもおっしゃいましたように、文化財のほうがあります。ただ、広報に関しては、今まで余りなされていなかったようですので、今回も含めましてご開帳等も含めまして、町内皆様方に広報等を通じて町のすばらしい文化財に触れていただく機会を設けたいというふうな意向を持っております。

以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 私なぜこういうことを言うかといいますと、例えば話違いますがけれども、図書館にあるレッドデータブックいうんですかね、あの絶滅危惧種、ああいうのでも調査したときには、かなりの金かけて調査して、本にまとめて図書館に置いておられるんですけども、実際に、じゃ住民さんがそういうのを知っているかどうか、何か活用されているかどうか、そういうせっかくつくられたもんも。私の印象では、ほと

んど一切活用されていないという気がするんですね。

今回のこういう文化財でもやはり同じような状況やと思いますんで、そのあたりやはり町としては、せっかくこういう形でやっているんで、その収集も、この前私一般質問でもさせていただいたんですけれども、そういう資料の収集も含めて、やっぱり根本的に対応をどうしていくのか、それと後の管理含めて、しっかりと協議を願いたいと思います。これは要望で、回答は結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございますか。今西委員。

○委員（今西久美子） これなぜ今なんですかね。今指定することになったんですかね。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 先ほども奈良国立博物館の調査員のお話をさせていただきましたが、以前にも協働のほうが国の指定のほうを受けておりまして、そのころに見られた研究さんのほうが立派なものであるというようなもので、調査を進めておられました。本町の文化財保護委員の方々もそれと同じ見解を持っておられまして、あわせてずっと調査、研究をしまして、一定調査報告が出た段階が今回でございましたので、指定をさせていただいたという状況でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 町内のほかの施設も調査、研究の対象になっていたんですか、こ
こだけ今回は。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 今回はこちらのみでございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） それでは、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、日程第6、その他に移りたいと思います。

何かございましたら挙手願います。

まず、委員のほうで何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） なし。当局より先ほどございました給食の関係につきまして、廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 失礼いたします。

先ほど、冒頭に教育長が申し上げました3月9日の学校給食における異物混入につい

て、報告させていただきます。

経過としましては、維孝館中学校において、給食配膳中に五目煮豆の食缶から異物が見つかりました。五目煮豆の喫食を停止し、すぐに調理場へ連絡があり、異物の形状等確認し調理場内を調査しましたところ、異物は調理場の水道蛇口のねじであることが確認でき、危険物でなく安全面で問題がないと判断し、給食再開をお願いしたところではございますが、給食時間の終わりごろであったため、該当のクラスの生徒さんは職員室の予備分を食べていただいております。そのため、回復措置としてかわりの食品を該当のクラスにつけさせていただくことにしております。

今回のことを受け、調理場では、安心して給食を食べてもらえるよう、定期的な点検に加え、使用前使用後にも目視での確認事項のマニュアル化を行うなど、さらに調理場内の点検を徹底していきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上の内容につきましては、担任の先生から生徒さんへ報告いただき、保護者へも伝えていただくようお願いしております。

以上でございます。

- 委員長（垣内秋弘） ただいまの報告に対して、何か質疑ございますか。原田委員。
- 委員（原田周一） このことについては、また起こったんかという印象ですね。過日、委員会でマニュアルを整備されて、これを徹底していくんやと。そのときに、これでは十分ではないんじゃないかと、十分でないということで指摘もさせていただいたんですけどもね。マニュアルつくっても、またこうして混入物があったということなんですね。そのあたりを最終的には、マニュアルを読んで云々というよりも、職員さんのパートか正職かちょっと知らないですけども、その担当が。そこのやはりその危機意識、モラルの問題や思うんですね。そのあたりの教育が一体どうなっているのかということなんですけれども、そのあたりは所長としてどのようにお考えでしょうか。
- 委員長（垣内秋弘） 廣島所長。
- 共同調理場所長（廣島照美） 臨時職員でまた嘱託職員についての教育についてでございますけれども、学期ごとに教育、すみません。調理場内の点検ですとか衛生面等での協議の場も設けておりますし、また何かあった際には、必ず終礼等でバイト職員、嘱託職員も全て含める中で、いろいろと話をする中で、どういう対応をとっていかうということを徹底はしているところではあります。
- 委員長（垣内秋弘） 原田委員。
- 委員（原田周一） 今回、先ほどの報告で水道部の何かねじいうんですか、何かそうい

うもの混入ということやけれども。私、時間的によく知らないんですけれども、調理をされて学校へ配食して、当然そのときには調理はもう器具全部終わっているわけですね、あと掃除か何かするわけですよ、機械のその洗浄というんですか。本来ならば、その時点で、危機意識というんかそういうもんがあれば、当然、その水道のねじであれば、これがないとかあるとかいうのが、その時点でわかると思うんですね、普通ならば。だから、何かそのちょっとマニュアルはつくったけれども、そのモラル的というんですかね、ちょっと欠如しているんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） モラルといいますか、調理場のほうでは、もう嘱託、バイトさんも含めて、やはり給食を提供する上で、異物混入あってはいけないことですので、そこら辺の徹底は当然図ってはおりますけれども、各個人が目視でいろいろ点検、見ている中で、やっぱり漏れてしまうということが今回のように出てきているわけですので、そこはまた、アルバイトさんにかかわらず、また再度教育をしていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） その食べるほうからしたら、正規の職員であろうが、アルバイトであろうが、嘱託であろうが関係ないわけですね、出てきたもん食べるわけですから。だから、そういった面では、やっぱりしっかりとマニュアルだけじゃなしに、目視も何もかも含めてその中に入れてもらって、それでその仕事を進めていただくように再度、点検それと教育含めて、徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 私はこのマニュアル以前の問題やと思うんですね。水道のねじ、何でそんな物が混入するのか、全く理解できません。

先ほど、所長、危険物でないという判断をしたということでしたけれども、そのねじの大きさとかもわかりませんが、それが本当に危険物でないのかどうか、誤って食べてしまった場合にどうなるのか、その辺も含めてちょっとご答弁いただきたいというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） ねじの大きさとしては、長さが1.5センチほどで、ね

じの頭の部分は1センチ少しほどの大きさのものでした。

確かに、これが口の中に入ってしまったということになれば、本当に問題になったと思っております。今回、その部品を確認して、水道蛇口の上のねじの部分であったということが確認できた。ほかにも混入しているものがないか確認したところ、このねじだけがとれていたということで、危険物でないという判断をさせてもらったところではございますけれども、はい。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 何で混入したんか。答弁漏れ。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） どうして混入したかですけれども、その水道蛇口はスライサーという機械の近くの水道蛇口なんですけれども、そのスライサーで野菜をかえるごとにその水道蛇口からホースを使って洗い流すわけなんですけれども、その際にあけ閉めしまして、ホースは使い終わればそこにちょっとかけて、また次の野菜をスライスして、プラスチックというところに切った野菜を受けるんですけれども。そのあけ閉めをしている中で、ねじがその野菜の入ったプラスチックのほうに入ってしまった、異物混入につながったという状況です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） その水道のねじの構造自体に問題がありませんか。やっているうちに緩んだという、そういうことですか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） もともと多分緩くはなっていたとは思いますが、その中で、緩くなっていたのであれば、多少こうねじの浮きがあったかもしれないんですけれども、そこに気づけなかったということがありまして、調理場のほうはそこはすごく反省すべき点であると思っております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今回初めてではなくて、この間、何度かございまして、それでマニュアルをつくられたわけですね。その教訓も何も生かされていないと、マニュアルつくった意味が私全くなかったんじゃないかなというふうに思います。

衛生面でも、そのねじをこう取り出せばそれでいいのかどうかというのも非常に私は心配な面があります。ねじが本当に衛生的だったのかどうかね、そういうこともあります。いつ入ったのかがちょっとわからないので、ほかのクラスや学校の子どもたちの分

が、本当に大丈夫だったのかということも含めて、ちょっと心配はあるわけですが。

あと保護者への対応ですけれども、それは口頭で子どもを通じて保護者に連絡をということなんですか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） そのとおりでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 以前は、文書でたしか報告をされたかと思うんですが、そこは何で違うんですか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 今回、異物混入対応マニュアルというのを作成させていただきました。そのマニュアルに従いまして対応したところではございます。今回、危険物ではなく、非危険物というふうに判断して対応させていただいたところではございまして、そうなったときに保護者への通知は行わないというふうになっておりまして、そういったところでの対応になっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと私は子どもからこの話も聞いたんですけれども、中学2年生の子から聞いたんですけれども。やっぱりその不安が残るわけですよ、こういうことがあると。その事前に発見できたからね、まだそこはよかったかなとは思ってすけれども。

今後、もう何か起こるたびに二度とないよというふうにおっしゃるけれども、またぞろ起こってきたということも踏まえて、今後じゃ本当どうしていくのか、もう一度ご答弁お願いしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 廣島所長。

○共同調理場所長（廣島照美） 今後ですけれども、調理場内で再度、衛生管理マニュアル等、再度、職員、嘱託、臨時職員全てでマニュアルのほうをまた確認いたしまして、今回起こったねじにつきまして、水道蛇口のねじであったわけなんですけれども、そういったことも可能性があるということで、必ず使用前、使用後の目視での確認を徹底するなど、再度時間をとりましてみんなで確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（垣内秋弘） 田中議長。

○委員（田中 修） 今、このように各委員のほうからもいろいろと意見なりが出ており

ますけれども、僕この話聞きまして、ちょっと最近続いたなど、これが一番気になりました。やはり今後このようなことが本当にならないように、一層また努力をしていただいてやっていただかんらんとそのように思います。

しかしながら、その水道の蛇口のねじとはどんなもんかいなというて、いろいろと僕も調べていましたけれども、恐らく回転コックかそれともレバーのほうかどちらかだと思います。それをとめる上に小さいねじが水道についているんですね。それ材質はしんちゅうだと思います。プラスチックで赤とか青とかそういうなもんがついてあったんかもわかりません。ああいうタイプのねじは、非常に緩みやすくて、しっかり手で締めるんじゃなくして工具を使ってしっかり締めていくと、これがもう鉄則になっています。ところが、長年使っていると、あれだんだん緩んでくるですよ。その辺は十分気つけんなんことですので、恐らく調理場の中には、そういうねじ系統で落ちそうな部分がたくさんあると思うんですね。それを再度、点検をしてもらって少々目視で見落としでも絶対落ちないというように、そういうようなことをやはりマニュアルの中にも一つ組み入れていただいて、その施設全体のその装備いわゆるねじがたくさんありますので、それらの点検もその中に入れてもらって、二度とこのようなねじが入ってくるというようなことはもってのほかですので、その辺を十分気をつけていただいて、これから対処していただくようにしていただいたらいいと思います。答弁は結構でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） 今年度につきまして、衛生管理マニュアル、また並びに異物混入マニュアルということで、2つのマニュアルつくらせていただきました。それにつけ加えて、今回こういったことがあったということは、大変申しわけなく思っております。

モラルの向上ということは、もってのほか進んでいかななくてはならない展開じゃないかなと思っております。

また、今後は、先ほども所長申し上げましたとおり、日々の機具の点検ということ、まず徹底していきたいと思っております。それと、学期ごとの大がかりな点検ということも加えていきたいと思っております。その2点を今後正職員並びに嘱託職員、また臨時職員関係なしに給食をつくる職員として、徹底していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしく申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） いろいろお話を聞いていますと、今回のケースはレアケースとはいえ、やはり再発防止という部分では、非常に重要なことでありますしね、そういった部分では、安全に関してはもうやりすぎというのは絶対ないはずでございますので、そ

ういった部分でどの程度されているのかもわからへんし、多少時間もかかるのかもわかりませんが、一つ一つの動作あるいはまた、点検器具あるいは機械、こういったところに対して一つずつやはり指呼確認、よし、よしとか、いやコックはよしとかね、全てやっぱりそれぐらいの気持ちを備えて動作するなり、作業をしていただくということをやはり再徹底していただきたいなというふうに、私の方からも言うときますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、当局側ほかに何かございますか。ございませんか。

事務局。

じゃ、一応ないようでございます。

本日は、委員会付託の3議案及び執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、委員の皆様の慎重かつ積極的な議論を賜り、ありがとうございました。

当局におかれましても、丁寧なご説明及びわかりやすい資料作成等に努めていただき、大変御苦労さまでございました。

本年度も残すところ少なくなってきました。27年度の事業全般について、最終の執行状況を確認願ひ、適正な執行に努めていただくことを強く要望しておきます。

本日の委員会はこれにて閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午後0時10分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 垣 内 秋 弘